

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	15	開封日	平成27年8月17日
ご 意 見			
<p>固定資産税納税義務者の変更及び国民健康保険証の表示内容について、別添のとおり提案いたしますので、ご検討の上、ご回答をお願い致します。</p>			
<p>①固定資産税納税義務者の変更について</p> <p>私名義の土地を子供に使用させている土地の固定資産税を子供に納税させようと思っており、別添「固定資産税納税義務者の(変更)」に納税通知書の郵送先を変更していただきたく提案致します。</p> <p>当然、納税に当たっては、お互いが納得のうえでのことです。市は市民が納税し易いようにすることが市民のためであり、市の仕事ではないのでしょうか。昨年も今年も要望しましたが、規定があるので出来ないとのことでした。規定規定とばかり言っていれば何にも前に進まないのでは。規定に捕らわれず時代の状況に合わせて前向きに臨機応変に対処ができる市政を強く望みます。</p>			
<p>②国民健康保険証の表示内容について</p> <p>国民健康保険証は、身分証明書として使われており、不正に使用されないことを未然に防止することが市政の役割だと思えます。そのためには、顔写真を付けることを提案します。</p> <p>(運転免許証と同様スタイルです)</p> <p>例えば、紛失や強奪された保険証を不正使用され、ローン会社と契約され、多額な被害を受けることも有りうります。そのようなことが生じないように、未然に対処する必要があると思えます。保険証に顔写真を付けることは昨年口頭で担当者に提案しています。また、人吉警察署にも口頭で説明しています。</p>			
<p>(投函日 平成27年8月14日)</p>			

## 回 答

貴重なご意見をありがとうございます。ご提案いただきました内容につきまして、各担当課から下記のとおり回答させていただきます。

### ①固定資産税納税義務者の変更について 【税務課回答】

固定資産税納税義務者の変更の件につきまして、税務課からお答えさせていただきます。

まず、固定資産税は、同所有者が所有されている土地・家屋等の課税標準額をすべて合計した形で税額を算定し、納税通知書を作成しなくてはならないようになっております。(地方税法第364条第2項)従いまして、同所有者の所有されている複数の土地・家屋を一筆の土地ごと、あるいは一棟ごとに分けて納税通知書を作ることができないようになっております。そこで、お客様の所有されている土地が、お子様のお住まいになっている土地のみであれば、納税通知書の送付先をお子様のご住所に変更することはできるのですが、お客様は、別にご自分のお住まいの土地も所有されており、これを別々の納税通知書を作成して、お客様とお子様へそれぞれお送りすることができないということでございます。

では、解決方法ということでご提案させていただきたいと思います。固定資産税の納税義務者は土地・家屋の場合、原則として登記簿に登録されている方となります。(地方税法第343条第2項)従いまして、お子様がお住まいの土地につきましては、お客様からお子様への所有権移転登記をなさるのが本来の方法と考えられます。課税基準日は毎年1月1日となっておりますので、たとえば本年中に登記をされるならば、所有者がお子様へ確定し、その分の納税通知書を作成することになりますので、来年度分から別々に送付することになります。

それが難しいということでしたら、税務課の窓口にて課税の内訳が記載されている「名寄帳及び課税台帳」の写し(1部300円)を発行しておりますので、各土地・家屋ごとの税額をご確認いただくことができます。これでお子様がお住まいの土地の税額をご確認いただき、その分をどのようにされるかをお子様とご相談していただければと存じます。

なお、納税通知書送付時に同封しております「課税明細書」によっても、税額の内訳を知ることができますので、これにより確認する方法もございません。

お客様からいただきましたご提案のとおりにはできたらよいのですが、現状では納税義務者の書き換えをすることはならないことになっておりますので、なにとぞご理解いただき、ご協力をお願いしたいと存じます。

## ②国民健康保険証の表示内容について

### 【保険年金課・市民課（消費生活センター）回答】

国民健康保険証の表示内容について、保険年金課からお答えさせていただきます。

国民健康保険被保険者証（保険証）につきましては、その様式が国民健康保険法施行規則により規定され、全国統一の様式となっております。

健康保険証の表面と裏面の記載事項や縦・横のサイズが具体的に規定されており、本市の保険証も国保法の規定に従って作成しているものでございます。

また、国民健康保険に加入されている皆様方は、住民票の異動（転居）や氏名の変更、年齢到達による自己負担割合や資格区分の変更など、1年間のうちに健康保険証を修正（差し替え）する機会が多くございます。

国民健康保険制度では、被保険者の皆様方に手数料等の負担を求めることなく、修正（差し替え）に柔軟に対応するために、様式が統一されているものであると理解しており、顔写真付に変更するのは困難であると考えています。

なお、健康保険証は病気やケガなどの時に、保険医療機関等で保険診療を受けるための証明書（受診券）です。他人の健康保険証を不正に使用した場合には刑法による詐欺罪が適用されます。懲役の処分を受けることがありますので、健康保険証の不正使用には厳重な罰則が規定されております。紛失や盗難にあわれた時には直ちに市役所担当課へご連絡いただくようお願いしているところです。

また、ご指摘の不正使用に関しましては、市民課（消費生活センター）からお答えさせていただきます。

不正使用（なりすまし）により、身に覚えのないローン返済を請求されることのあるのではないかと不安を抱かれていることと思います。

そのような事態に巻き込まれた場合は、次のような対応を取ることが重要です。

まず、保険証を紛失、または強奪された段階では、

- 1 直ちに、警察に遺失届または被害届を出すこと。
- 2 市役所に申し出て、保険証の再交付を受けること。

不幸にも、不正使用により、ローン返済等を請求されたら、

- 3 警察に被害届を出すこと。
- 4 ローン会社に対し、不正使用による契約であることを主張すること。  
（その主張のためにも、1, 2, 3の行動を取っておくことが大切です。）

- 5 ローン会社に対し、契約時の本人確認が適切に行われたか説明を求めること。

以上の対応により、債務の不存在が認められ、請求は止めることができると考えられます。

なお、消費者被害の回復に関しましては、消費生活センターや警察にご相談いただきますようお願いいたします。

また、消費生活センターでは、消費者問題の解決や啓発に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、あわせてお願いいたします。

このたびは行政に対する貴重なご提言をありがとうございました。  
今後も市政へのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。